

□学生の課外活動への支援を適切に行っているか。

□学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談などを適切に行っているか。

【事実の説明】

・学生生活の安定のための支援は、以下のとおりである

1) 組織体制

ア 学務センターに学生課を設置し、「各種奨学金の案内と申請受付」、「課外活動支援」、「学友会活動支援」、「アルバイトの紹介」、「ボランティアの紹介」、「下宿（不動産業者）の紹介」、「学割や通学証明書の発行」等の学生生活全般にわたる支援業務を行っている。【資料 2-4-1】

イ 厚生補導に関する方針と諸施策を協議することを目的として学生生活委員会を設置し機能させている。【資料 2-4-2】

ウ 学生相談室は、学生が行きやすく人目につかない本館 1 階東に位置し、部屋は面接室 3 室、こころの休憩室、談話室、スタッフ室などがある。スタッフは、室長、専任カウンセラー（臨床心理士）、非常勤カウンセラー（臨床心理士）3 人、併任相談員（教員）4 人、受付職員の計 10 人である。

エ 外国人留学生からの相談には主に国際教育交流センター職員 4 人で対応しており、①在留資格申請・資格外活動、②宿舍、③各種奨学金、④授業料減免、⑤学習・生活支援、⑥就職支援、⑦地域交流に関する事項など、生活全般にわたる支援や指導に係わる業務を行っている。【資料 2-4-3】

オ 外国人留学生の大半を占める中国人留学生のサポートを強化するため、中国語での対応が可能な非常勤アドバイザーを雇用し、母国語で相談できる体制を設けているが、近年増加傾向にあるベトナム人留学生に対しては、母国語で相談できるサポート体制が整備されていない。【資料 2-4-4】

2) 経済支援

ア 経済的な支援では、学外の「日本学生支援機構奨学金」、「地方公共団体奨学金」、「各種団体・企業奨学金」に加え、「広島経済大学入学試験成績優秀奨学生奨学金」「広島経済大学入学試験資格スカラシップ奨学生奨学金」「石田学園学業奨学金」等本学独自の奨学金制度が用意されている。【資料 2-4-5】

イ 外国人留学生の経済的な支援として、授業料減免制度及び「石田学園留学生奨学金」を設けている。【資料 2-4-6】 【資料 2-4-7】

ウ 勉学意欲のある学生で、経済的理由により修学困難な学生に対し、金融機関と提携した本学独自の教育ローン制度を設けている。平成 29(2017)年度には、新たにオリエンテーションと提携し学費サポートの枠を広げた。【資料 2-4-8】

エ 学費支弁者の住宅が自然災害の甚大な罹災により家計が急変し、学費の工面が困難と認められた場合に学費の減免等を行う「石田学園緊急時特別支援金」制度を設けている。【資料 2-4-9】

オ 学生が大学管理下及び通学中のケガに際し、経済的負担のかからないよう学生教育災害傷害保険（以下「学研災」という。）に加入している。学研災に適用されないものについては、広島経済大学安全会（運営費を石田学園と広島経済大学保護者会から拠出）から給付される制度を設けている。

3) 課外活動支援

ア 学友会は、執行部、文化局、体育局、特別委員会（大学祭実行委員会）、文化系が15の部と9のサークル、体育系が25の部と9のサークル（同好会及び愛好会）で構成されている。全国規模の大会や競技会に出場する部・サークルには、保護者会、同窓会、大学から交通費や激励金の支給を行っている。また、体育局主催による壮行会や応援ツアーの実施に際しては、資金援助を行っている。【資料 2-4-10】
【資料 2-4-11】

イ 各部・サークルには専任教職員が顧問に就任すると共に、外部から経験豊富な指導者を招聘し活性化に努めている。【資料 2-4-12】

ウ 学友会、興動祭実行委員会、学生課及び興動館が月1回「学内連絡協議会」を開催し、各組織の活動結果の報告や情報交換、所属各部・サークルの活性化策などを協議している。【資料 2-4-13】

エ 年1回、リーダーとしての動機づけ、下級生への指導力育成を目的として、すべての部・サークルの学生代表者を対象に「部・サークル責任者研修会」を実施している。【資料 2-4-14】

オ スポーツ選手を支援するための新しい組織として大学スポーツ協会（UNIVAS）が設立（平成31年3月）され、本学も加盟した。学務センター学生課が窓口となり、スポーツ振興を通じて人格形成や学業の充実をはじめ、安心安全なスポーツ環境を整えていく。

4) 健康相談

ア 健康相談体制として2人の看護師の資格をもつ職員と非常勤の校医2人を整えている。校医2人のうち1人は女性医師を配置し、女子学生への対応に配慮している。また、周辺地区の25医院との連携により、緊急時の対応に備えている。【資料 2-4-15】
【資料 2-4-16】

イ 受動喫煙防止のため、喫煙所の撤去・縮小、マナー指導員体制の構築、継続的な注意喚起を行っている。平成18(2006)年度には、学内の建物内における喫煙を全面禁止とし、学内（興動館を除く）の喫煙所は、屋外9カ所とし、マナー指導員3人を配置し本格的な受動喫煙対策を開始するとともに、喫煙による健康被害及び新入生や喫煙学生に対する禁煙への取り組みを呼びかけている。喫煙所の撤去・縮小は、平成23(2011)年4月に2カ所、平成29(2017)年7月には喫煙所1カ所を撤去するとともに既存の喫煙所を縮小し、受動喫煙防止対策を継続している。令和元(2019)年6月末現在、学内（興動館を除く）喫煙所は5カ所となっている。【資料 2-4-17】

ウ 平成17(2005)年度に制定された食育基本法を受けて、平成19(2007)年度から全学生対象に「食育実態調査」を毎年実施し食習慣の改善に役立てている。また、管理栄養士による指導・相談及び栄養情報の定期発信を行っている。

エ 学生の健康サポートと生活リズムの改善を目的として、平成26(2014)年度から「100円朝食」を導入している。「100円朝食」の内容は、300円相当の定食としているため、大学と広島経済大学保護者会が差額の費用を負担している。初年度の販売総数は18,599食（1日平均142食）であったが、令和元年度に至っては販売総数44,286食（1日平均270食）と、毎年利用者は増加している。【資料 2-4-18】

5) 生活相談・心的支援

- ア 新入生オリエンテーションの際に、SNS(Social Networking Service)トラブル、悪質商法、宗教的勧誘、詐欺、薬物使用などに対する注意喚起を行っている。【資料 2-4-19】
- イ 新入留学生に対しては入学直後のガイダンスで、2 年次以上の留学生に対しては毎年度のガイダンスで、資格外活動（アルバイト）や日常生活上の注意事項等について指導している。【資料 2-4-20】
- ウ 学生の心理発達の問題が多様化、深刻化していくなかで、学生相談室では、一部の学生だけでなく幅広い学生のニーズに対応できるよう、さまざまな活動を行っている。多様な「人」と「場」を活かした多彩な活動は、平成 19(2007)年 3 月、独立行政法人日本学生支援機構発行の「大学における学生相談体制の充実方策について」にモデル校の 1 つとして紹介されている。
- エ 個別相談では、学生の相談だけでなく、教職員や保護者へのコンサルテーションも行っている。令和元(2019)年度の相談実数は 252 人（うち学生 181 人）、相談延数は 1,383 件（うち学生 1,098 件）であった。【資料 2-4-21】
- オ こころの休憩室は、学生が疲れたときなどにほっと一息つける居場所である。令和元(2019)年度の利用者実数は 49 人、延数は 243 人であった。また、七夕やクリスマスツリーの飾りつけなどのさりげない企画行事も、学生のニーズを読みながら随時実施している。【資料 2-4-22】
- カ 問題の早期発見のために、新入生の健康診断時にスクリーニング・テスト「こころの健康調査」を実施している。希望者に結果を伝える「フィードバック面接」を 4 月に、また、神経症傾向がみられ相談を希望した学生には 5 月に「呼び出し面接」を行い、必要に応じてカウンセリングを行っている。
- キ 教職員を対象にした FD 研修や SD (Staff Development) 研修を実施している。学生の現状や学生対応の課題を共有し、対応の工夫を小グループに分かれて話しあう「学生対応を話し合う会」を行っている。研修を通じて学生相談室と教員や各部署との連携強化や教職員どうしのネットワークづくりを図り、全学的な学生サポート体制の強化につなげている。また、2018 年度より、人とのコミュニケーションが苦手な学生、もっとうまく人とコミュニケーションがとりたいといと悩んでいる学生向けの講座を教育・学習支援センターと共催して実施し、講座の講師を学生相談室カウンセラーが務めた。
- ク 学生向け冊子「こころの健康」、教職員向け冊子「教職員のための学生対応のヒント」を発行している。

エビデンスの例示 (2-4-①)

- 学生相談室、保健室などの利用状況を示す資料
- 奨学金給付・貸与状況を示す資料
- 学生の課外活動などへの支援状況を示す資料
- 社会人、編入、転入学生などへの支援状況を示す資料

【エビデンス集】

- 【資料 2-4-1】 学生手帳 2020 (66～102 ページ) 【資料 1-1-4】 と同じ
- 【資料 2-4-2】 広島経済大学教授会の審議事項及び各種委員会への諮問事項に関する細則 (第 4 条第 5 号)
- 【資料 2-4-3】 2019 年度国際教育交流センター業務分掌
- 【資料 2-4-4】 2019 年度留学生アドバイザー採用稟議書
- 【資料 2-4-5】 大学独自の奨学金給付・貸与状況 (授業料免除制度) 【表 2 - 13】 と同じ
- 【資料 2-4-6】 広島経済大学外国人留学生授業料減免規程
- 【資料 2-4-7】 学校法人石田学園留学生奨学金支給細則
- 【資料 2-4-8】 本学ホームページ <http://www.hue.ac.jp/entrance/scholarship.html>
(ホーム→入試情報→奨学金制度→教育ローン)
- 【資料 2-4-9】 学校法人石田学園緊急時特別支援金細則
- 【資料 2-4-10】 学生手帳 2020 (78～81 ページ) 【資料 1-1-4】 と同じ
- 【資料 2-4-11】 2020 年度リーダーズハンドブック (2 ページ)
- 【資料 2-4-12】 部の学外指導者 (外部コーチ等) の委嘱等に関する申し合せ
- 【資料 2-4-13】 広島経済大学学友会規約 (第 60 条)
- 【資料 2-4-14】 2020 年度リーダーズハンドブック 【資料 2-4-11】 と同じ
- 【資料 2-4-15】 学生相談室、医務室等の利用状況 【表 2 - 12】 と同じ
- 【資料 2-4-16】 学生手帳 2020 (84、85 ページ) 【資料 1-1-4】 と同じ
- 【資料 2-4-17】 学生手帳 2020 (98、99 ページ) 【資料 1-1-4】 と同じ
- 【資料 2-4-18】 広島経済大学広報第 123 号
- 【資料 2-4-19】 学生手帳 2020 (98、99 ページ) 【資料 1-1-4】 と同じ
- 【資料 2-4-20】 新入留学生ガイダンス及び 2 年次以上の留学生ガイダンス資料
- 【資料 2-4-21】 2019 年度 学生相談室 学年別相談者数 実数・延数
- 【資料 2-4-22】 2019 年度 こころの休憩室 利用者数 実数・延数

【自己評価】

学務センター学生課、学生相談室及び国際教育交流センターを設置し、学生生活を充実させるための様々な支援を行っており、その内容は十分なものであると判断している。

(3) 2-4 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・ 大学スポーツ協会 (UNIVAS) 加盟に伴い、学業充実、安心安全、事業・マーケティング分野において UNIVAS と連携しながら、様々な取り組みを進めていく。
- ・ 健康増進法の推進 (望まない受動喫煙の防止) を図るために、屋外喫煙場所の縮小を始め敷地内全面禁煙を検討していくとともに、学生に対する禁煙への取り組みを継続する。
- ・ 学生相談室では、相談を希望する学生が比較的無理なく学生相談室にアクセスできるように、メールによる相談予約の申し込み受付システムを検討していく。
- ・ また、学生相談室から時期に応じた情報提供を行うために、ウェブサイトを用いた情報発信の充実に向けて検討していく。
- ・ ベトナム人留学生が、母国語で相談できる非常勤アドバイザーについて、引き続き検討

していく。

2-5 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効利用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

自己判定の留意点（2-5-①）

□教育目的の達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、付属施設などの施設設備を適切に整備し、かつ有効に活用しているか。

【事実の説明】

・ 本学は、図 2-5-1 及び表 2-5-1 のような教育研究環境を有している。

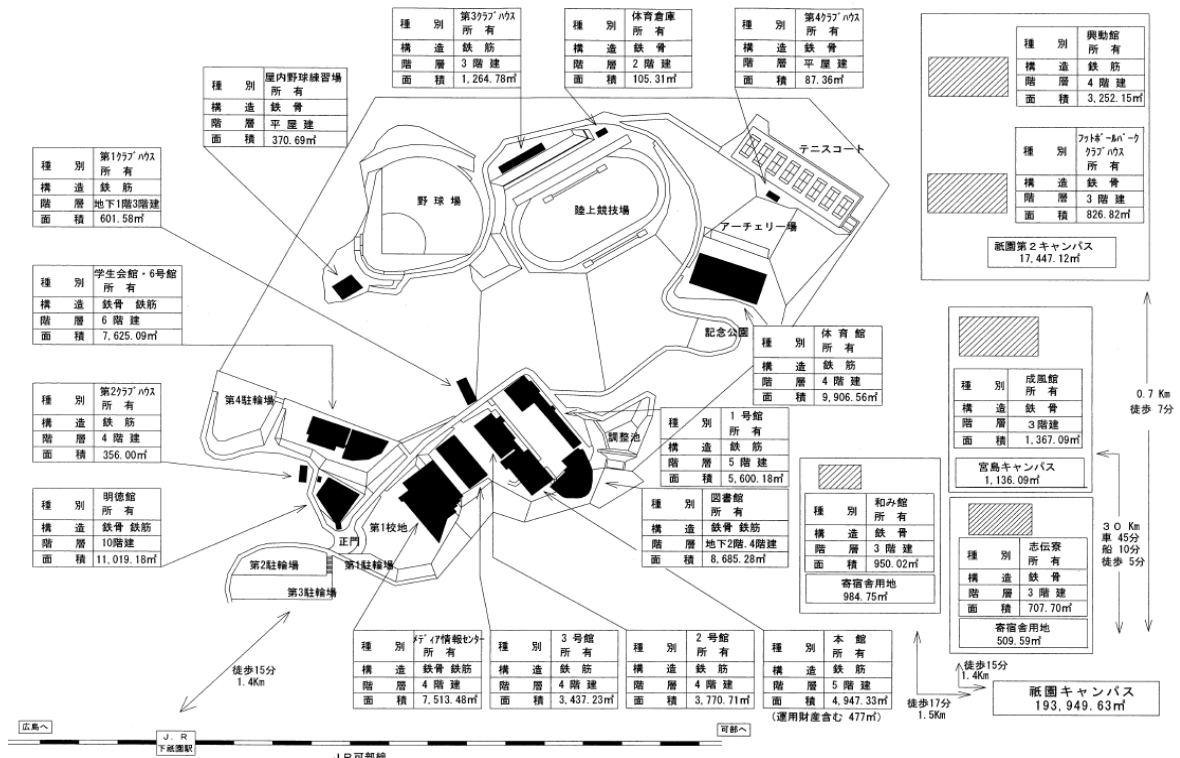


図 2-5-1 広島経済大学キャンパス配置概要

表 2-5-1 広島経済大学の主要施設概要

名称	面積(㎡)	主要施設